

# 流通株式の定義見直しについて

- 上場株式のうち、「国内の普通銀行（※1）、保険会社及び事業法人等（※2）」の所有する株式については、上場株式数の10%未満を所有する場合であっても、流通株式から除くこととします。
  - ただし、直近の大量保有報告書等において、保有目的が「純投資」と記載されている株式については、流通株式として取扱います。
- 役員以外の特別利害関係者（※3）の所有する株式についても、流通株式から除くこととします。
  - 現在、上場審査基準においてのみ除いていますが、上場維持基準においても同様の取扱いとします。

（※1） 普通銀行には、信託銀行や信用金庫は含みません。

（※2） 事業法人等は、金融機関及び金融商品取引業者以外の法人を指します。

（※3） 特別利害関係者は、①上場会社の役員の配偶者及び二親等内の血族、②役員又は前①に掲げる者が議決権の過半数を保有する会社、③上場会社の関係会社及びその役員を指します。

⇒ 上場会社から提出を求めている「株券等の分布状況表」の様式を変更し、後日通知等を行います。

## <参考> 流通株式数の計算方法

